

## 令和6年度 第2回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時：令和6年10月28日（月） 午後2時00分～午後3時45分

●会場：新潟市水道局 水道研修センター

●委員の出席状況：

（出席委員） 小倉委員、斎藤委員、佐伯委員、澤栗委員、廣井委員、宮田委員、山下委員、山田委員

●傍聴者：2名

<p>（事務局）</p>	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和6年度第2回新潟市水道事業経営審議会を開会します。</p> <p>当審議会の会議は、審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ開催することができないとされています。本日は、ご都合により唐橋委員と内山委員がご欠席となっておりますが、10名中8名の委員の方々にご出席をいただいております。有効に開催できることをご報告いたします。</p> <p>円滑にご審議いただくため、前回と同様に、マイクのご使用をお願いします。係員がマイクをお持ちしますので、大変恐縮ですが、ご発言の際は手を挙げてくださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、この会議は公開会議としています。本日も傍聴の方がいらっしゃいますのでご了承ください。また、会議の議事録は、委員のお名前を含めて公開する予定となっております。そのため、議事の内容について録音させていただきますことを、あらかじめご了承ください。</p> <p>続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の「令和6年度第2回新潟市水道事業経営審議会 配布資料一覧」をご覧ください。本日の次第と座席表が1枚ずつ、続いて資料1「令和5年度水道事業会計決算説明資料」、資料2「令和5年度新潟市水道事業会計決算書」、資料3「新潟市水道事業経営計画～マスタープラン2034～」、資料3の2「新潟市水道事業経営計画～マスタープラン～2034（最終案）概要」、資料4「新潟市水道事業経営計画～マスタープラン2034～前期実施計画」、資料5「水道事業経営計画への質問・回答」、資料6「能登半島豪雨災害に対する本市の応援状況について」、以上の6種類を配布しています。お手元の資料に不足はないでしょうか。</p> <p>ないようですので、審議会条例第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただくこととなっております。佐伯会長に議長をお願いすることにいたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>（佐伯会長）</p>	<p>議事に入ります。議題1「令和5年度水道事業会計決算報告について」、水道局から説明をお願いします。</p>

(経理課長)

経理課の大野と申します。よろしくお願いいたします。

お配りいたしました資料1「令和5年度水道事業会計決算説明書」にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、2ページ目をご覧ください。資料の構成は、記載のとおりとなっております。令和5年度決算の概況から、「新潟市監査委員 決算審査意見書【むすび】」になります。

続きまして3ページ目をご覧ください。決算の概況となります。9月議会の委員会で報告いたしました、決算の総括説明となります。

(1) 総括事項です。今年度も本市水道事業の中長期的な事業運営の方針を定めた「新・新潟市水道事業中長期経営計画(新・マスタープラン)」に基づき、諸施策の実現に向け、関係する事務事業を進めました。

新・マスタープランにおいては、三つの方向性を定め取り組んでおりますが、その三つの方向性のうち、一つ目の方向性である「安全でおいしい水道水の供給」では、これまで同様、国の水質基準よりも厳しい独自の管理目標値を設定して管理するとともに、水質検査機器の整備を進めるなど、水道水の水質管理の充実・強化に努めました。

二つ目の「強靱な施設・体制による給水の確保」では、継続事業で進めている青山浄水場施設整備事業および巻取水場施設整備事業を着実に進め、老朽化設備の更新や耐震化を図りました。

管路施設では基幹管路および配水支管の計画的更新に取り組み、事故・災害対策の観点から進めてきた南浜配水場系ー内島見配水場系間の相互連絡管整備を完了するとともに、巻浄水場系ー戸頭浄水場系間および信濃川浄水場系ー青山浄水場系間の相互連絡管の整備を引き続き推進しました。また、重要施設として位置づけている行政機関や医療機関向けの配水管の耐震化を進めました。

三つ目の「環境の変化に柔軟に対応した健全な事業運営の持続」では、財政基盤の強化を図るため、令和7年1月1日に水道料金の改定を実施することとし、給水条令の改正等、必要な手続きを進めました。

1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、西区を中心に液状化現象が生じたことにより、配水管や給水管からの漏水が多数発生しました。配水池の水位低下を抑えるための配水圧制御によって、高台の一部地域で水が出づらくなるなどの影響はありましたが、基幹管路に被害が生じなかったこと、対象給水区域への節水の呼びかけや配水区域の一部切り替え、他事業体からの応援等により、早期に管路を復旧できたことで、広域にわたる断水は回避できました。なお、このたびの地震において、住宅被害や漏水被害があった方に対し、水道料金の減免を実施しました。

次の配水量および有収水量の状況ですが、引き続き水需要は減少傾向となっております。有収率とあわせまして、昨年度より減少しております。

主な建設改良事業の執行状況は記載のとおりです。

4ページをお開きください。

決算の状況については、税抜き額で事業収益は約 156 億 7,445 万円余、事業費用は 151 億 7,936 万円余となりまして、当年度純利益は 4 億 9,509 万円余を計上いたしました。また、資本的収支額の不足分は内部留保資金で補てんしております。

以上が令和 5 年度の決算概況ですが、「引き続き健全経営の維持に努め、新・マスタープランの基本理念である『すべてのお客さまに信頼される水道』を念頭におき、諸施策を積極的に推進していきます。」と報告させていただきました。

(2) の経営指標に関する事項につきましては、後ほどご説明いたします。

次に 5 ページをご覧ください。1 の決算収支報告になります。金額、数値等につきましては、特に申し上げない場合は、記載のとおりとさせていただきますので、ご了承ください。

(1) の主たる営業活動から生じる収益を指します収益的収入ですが、事業収益予算額 173 億 4,397 万円余に対しまして、決算額はその下、171 億 5,896 万円余となりました。差し引きいたしますと、予算額、決算額の棒グラフの間に細い紫色で表示しておりますが、対予算増減額は 1 億 8,501 円余、率にしますと 1.1 パーセントの減収となりました。

右側のグラフは、勘定ごとの内訳となります。

濃い青色の営業収益の決算額は 154 億 6,582 万円余で、その右、対予算増減額は 2 億 387 万円余、1.3 パーセントの増収となりました。詳細につきましては、右側のカッコ内にあらわしておりますが、水道料金収入であります給水収益が 1 億 6,926 万円余の増となったことが主な要因でございます。給水収益につきましては、地震で被災した世帯を対象とした水道料金減免の実施による 1 億 5,000 万円の減額補正を行いました。り災証明などによる令和 5 年度の水道料金減免額は約 7,200 万円となったことや、猛暑による夏季の給水量が増加した影響もあり、結果的には増収となりました。

次に、緑色の営業外収益ですが、決算額は 16 億 6,460 万円余となりまして、右側の対予算増減額で 2 億 7,011 万円余、14 パーセントの減収となりました。その内訳につきましては、右側カッコの上から 3 番目の負担金交付金 7,975 万円余は、給水収益見込み減額分に対応すべく、一般会計からの繰入額の残額となりますが、今年度の減免分に対応する財源となるものでございます。

オレンジ色の特別利益ですが、決算額は 2,853 万円余となりまして、対予算増減額で 80.6 パーセント、1 億 1,877 万円余の減収となりました。これは、右側の内訳にあるとおり、主に浄水汚泥等対策賠償金の減によるもので、処分等にかかった費用を東京電力ホールディングスへ請求するものですが、当初 1 億 4,700 万円余の収入を見込んでおりましたが、東京電力側が賠償に難色を示しており、継続協議中となっていることから、約 2,000 万円の収入になったものでございます。

続きまして、6 ページをお開きください。(2) 収益的支出についてです。

事業費予算額 170 億 7,028 万円余に対しまして、決算額は下の棒グラフ 157 億 6,571 万円余となりました。執行残額につきましては、グラフの間、棒グラフで表し

ておりますが、繰越額 2 億 496 万円余と、不用額 10 億 9,959 万円余になりました。

右側の費用ごとの内訳では、事業の主体となる青色の営業費用の決算額は 148 億 8,484 万円余となり、その内訳を下の棒グラフで示しております。経常的経費である職員給与費からその他まで、主な費用を記載してございます。その他につきましては、上記以外の薬品費や燃料費などになります。

次の緑色の営業外費用 5 億 6,354 万円につきましては、主に企業債借入にかかる支払利息になります。

オレンジ色の特別損失は、放射性物質を含む浄水汚泥の処分費用となる浄水汚泥等対策費や、1 月の地震による配水管修繕や応急給水にかかった費用を災害復旧費として整理いたしました。災害復旧費の 1 億 9,511 万円余の内訳は、管工事組合員による水道管路の応急復旧工事に約 1 億 3,000 万円かかったほか、災害協定都市であります仙台市、さいたま市、その他県内事業体の長岡市などからの協力による応急給水、管路復旧応援の経費となります。

続きまして 7 ページをご覧ください。資本的収支については、将来の施設整備・拡充に必要とする建設改良費やそれらの財源となる企業債などを整理しております。

はじめに (3) 資本的収入についてです。資本的収入予算額 83 億 217 万円余に対しまして、決算額は下の棒グラフの計 59 億 625 万円余となり、差し引きでは、紫色で示してございます、対予算増減額 23 億 9,591 万円余の減収となりました。その理由につきましては、工事の繰越にあわせ、企業債や保証金を翌年度へ送ったことによるものでございます。

決算の内訳ですが、下の青い棒グラフの左側から順に説明いたしますと、決算額の 80 パーセントを占めます青色の企業債は、管路更新事業や青山浄水場、巻取水場施設整備事業などにかかる借入でございます。黄色の国庫補助金は基幹管路や老朽配水管の更新工事費に対する国からの補助金であり、緑色の出資金は市からの上水道安全対策事業に対する出資でございます。赤色の補償金につきましては、道路工事や下水道工事などで支障となる水道管の移設費用に対して国や市から収入したものであり、消火栓設置負担金は、消火栓の新設等にかかった費用を市から繰り入れているものでございます。

続きまして、8 ページをお開きください。

資本的支出については、建設改良費を青色で表し、緑色の企業債償還金は当年度元金償還金分です。

上段の資本的支出予算額 187 億 8,384 万円余に対しまして、決算額はその下、143 億 9,763 万円余となりました。

グラフの間の執行残の内訳について、繰越額を桃色、不用額を紫色で表示しております。繰越額の 41 億 4,405 万円余は、建設改良工事費のうち、令和 5 年度中に支払義務が生じなかった予算を翌年度に繰り越すもので、道路管理者などとの協議や地元との工程調整、部品調達の遅れなどの理由により工事の工期が延期となり、令

和 6 年度分の工事費用になるものでございます。その隣の不用額は、主に契約差益による不用額となります。

下の表には建設改良費の内訳を予算科目ごとに水色の棒グラフで示しております。主な事業費は、浄配水施設関連で全体の約 26 パーセントの 28 億円、管路事業費で約 63 パーセントの約 68 億円を占めております。

次に 9 ページ、2.財務諸表となります。(1) 損益計算書は、水道事業における収益と費用の結果を示すもので、費目を税抜額で記載し、右側には 2 列の大きな棒グラフで表しております。グラフ右側の事業収益 156 億 7,445 万円余に対しまして、左側の事業費用は 151 億 7,936 万円余となり、収益から費用を差し引いた、左側グラフの一番下、赤色で示しております純利益は、4 億 9,509 万円余となりました。

次に 10 ページをお開きください。損益計算書における主な項目をグラフ化したものでございます。左上は給水収益、いわゆる水道料金収入の推移を表しており、令和 5 年度の給水収益は税抜額で 133 億 400 万円余、前年度から 1 億 8,400 万円余減少しており、年々、減少幅が大きくなっています。その下は主な費用である修繕費と委託料の推移を表したもので、年々、増加傾向でございます。

右側一番上の折れ線グラフは、収益的収支の推移を表しております。経常利益の青い折れ線グラフに対しまして、主に浄水汚泥等関連を整理しています特別損益をオレンジ色の線であらわしております。経常利益に特別損益の増減を加えますと、損益になります。

2 番目のグラフは、経常利益の内訳である主たる事業活動である水道料金の営業収益と営業費用の推移をグラフ化したものであり、令和 5 年度の営業損益は赤字に転じたことを表しています。

一番下の損益の推移については、純利益のことを指しますが、令和 5 年度純利益は、前年度から 34.2 パーセント減の、先ほど申しました 4 億 9,500 万円余となりまして、年々、利益は減少している現状を表しています。

次に、11 ページの表は (2) 貸借対照表となります。

左の表は、昨年度との増減を表にいたしました。また、右側の二つの棒グラフは、令和 5 年度をグラフ化したものであり、左側の青色のグラフ、固定資産は、土地や建物などを表し、総資産の 93.4 パーセントを占めています。その下の流動資産は、現金預金や未収金などで、資産の合計は一番下、1,710 億 1,175 万円余となります。一方、右側のグラフは、負債および資本の額を表しており、左側の資産合計額と一致いたします。その下の棒グラフは資金残高を表しています。令和 5 年度の資金残高は、令和 4 年度から約 18 億円、26.5 パーセント減の 50 億 2,300 万円余となっていることを表しています。

次に 12 ページをお開きください。

3.決算附属書類の (1) キャッシュフロー計算書になります。この計算書は、1 会計期間におけます現金および預金の増加および減少を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して、現金・預金の増減と残高を昨年度との比較で表し

ております。三つのキャッシュフローを計算しますと、下から 3 行目、令和 5 年度は 1 年間で 13 億 2,545 万円余の現金・預金が減少し、表の一番下、年度末には 76 億 8,991 万円余になったことを示しております。

続きまして 13 ページ、(2) 企業債現有高の状況についてです。①の借入事業別一覧には、24 の事業に対して、それぞれ記載の金額を借り入れております。②以降の借入先別一覧、利率別一覧、現有高の年度別推移は、それぞれ記載のとおりで、令和 5 年度の企業債の現有高は 501 億円余となっております。

14 ページをご覧ください。4.業務になります。

左の表は令和 5 年度と令和 4 年度との比較を表してございます。項目の隣が令和 5 年度の数値であり、概況でも申しましたが、給水人口、配水量、給水量、有収率などはいずれも減少しております。その下の表は一日当たりの配水量などの水準を表しており、昨年度からいずれも減少しています。

右側の表は、給水人口と給水世帯数の推移をグラフ化したものであり、オレンジ色の棒グラフの給水人口は減少し続けておりますが、折れ線グラフの世帯数は微増しており、これらは、単身世帯の増加、世帯構造の変化が関係しているものと推察されます。その下のグラフは、配水量、給水量の推移を表したものであり、給水人口の減や節水器具の普及などで減少傾向が続いています。気象の影響を受けやすいため、猛暑や寒波などが発生した年は減少幅が小さくなる傾向があります。

続きまして 15 ページの 5.経営分析指標①になります。

左側の表をご覧ください。先ほど説明いたしました 4 ページの概況に記載した項目は、赤枠で囲んだ指標になります。

まず 6 の「料金回収率」は、供給単価を給水原価で割り返し、給水にかかる費用がどの程度料金収入で賄えているかを表しております。令和 5 年度は、黄色の列の赤枠内の 101.31 パーセントとなり、年々、減少傾向は続いております。

次に、12 の経営の健全性を示す「経常収支比率」は、主たる収入源である給水収益などの収益で、電力料金や維持管理費などの費用をどの程度賄えているかを表す指標になります。105.08 パーセントと減少傾向ですが、黒字であることを表す 100 パーセントは上回っています。

18 の償却対象資産の減価償却の状況を示す「有形固定資産減価償却率」は 49.75 パーセントとなり、19 の法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す「管路経年化率」は 30.02 パーセントとなり、経年化が進んでいますが、これは法定耐用年数（40 年）を超えても十分に使用できる管が多くあることを踏まえ、局独自の更新周期を定めているため、数字は上がっているものでございます。20 の更新した管路延長の割合を示す「管路更新率」は 0.49 パーセントとなりました。これらの数値の推移を、右側に、算出方法と説明とともにグラフ化しております。

その他の項目の算出方法につきましては、次の 16 ページから 17、18 ページに、推移のグラフとともに説明を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

	<p>続きまして19ページをご覧ください。このたびの議会で議決をいただきました「未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分は議会の議決を経て行わなければならないことになっています。下の剰余金処分計算書の赤字の部分について議会の議決により処分し、その下、カッコ書きの、先ほどご説明いたしました、令和5年度の純利益である繰越利益剰余金4億9,509万円は、令和6年度、今年度において純損失を見込んでおりまして、その損失に対して備えるため、繰り越すことで議決をいただいたものでございます。</p> <p>最後に20ページをお開きください。新潟市監査委員からの決算審査意見書のむすびになります。(1)と(2)は決算概要の説明ですので省略させていただき、後ほどお読みいただきたいと思います。</p> <p>(3)の今後の課題について申し上げます。主旨でございます。</p> <p>「本業である営業損益が赤字に転じた。給水収益が減少したことに加え、物価高騰や労務費の上昇等により費用が増加したことに加え、能登半島地震に伴う水道料金減免により、赤字幅は拡大している。このような中、令和7年1月1日には23年ぶりに料金改定を行い、経営基盤の強化を図ることとしているが、今後の社会情勢の動向や資金の推移を注視しながら料金水準を定期的に検証し、さらなる経費節減や施設規模の適正化、計画的な更新を進め、持続可能な事業運営を行う必要がある。</p> <p>また、能登半島地震においては、浄配水場施設や基幹管路に大きな被害が生じなかった理由は、計画的に耐震化を進めてきた成果といえる。また、過去の地震対応の経験を生かし、石川県へ長期間にわたり職員を派遣し、復旧活動を行ったが、引き続き耐震化を推進し、強靱な水道システムを構築するとともに、迅速な応急給水や復旧のため、今後も関係団体との協力体制の強化に努められたい。</p> <p>水道は市民生活や企業活動に欠かすことのできないライフラインであるが、さまざまな課題に直面しているため、次期マスタープランでは、その課題に対する方針を示し、その方針に基づく施策を着実に実施し、次世代へ強靱な水道事業を継承していくことを望むものである。」とご意見をいただきました。</p> <p>最後には、昨年度と比較した貸借対照表B Sとキャッシュフロー計算書の詳細を参考資料として添付してございます。後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>以上、簡単ではございますが、令和5年度決算概要の報告を終わります。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
(宮田委員)	<p>宮田でございます。</p> <p>東京電力に賠償請求を行っている中で、協議が折り合わない部分とは具体的にどの部分か教えていただければと思います。</p>

<p>(経営管理課長)</p>	<p>経営管理課の大場です。私から回答させていただきます。</p> <p>令和 2 年度以降なのですけれども、放射性物質濃度 100 ベクレル以下の浄水発生土、これの処分費用について、継続協議となっています。</p> <p>おそらく、他の都道府県ですと、そもそも 100 ベクレル以下の処分は対象外になっていると思われるのですが、新潟県の場合、当時の知事が、100 ベクレル以下の汚泥についても賠償対象だということで、東京電力はそこを、令和元年度まではお支払いをいただいていたのですが、やはりほかの都道府県では支払っていない部分ですので、いつまでも支払いを続けるわけにはいかないということで、令和 2 年度から「100 ベクレル以下の浄水発生土の処分費については、もうお支払いしません」と。そういうことで継続協議として、我々は分類しております。</p>
<p>(宮田委員)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>私から質問です。細かい話ですみませんが、15 ページの管路の更新率というのは、全管路の延長分を、更新した管路延長の部分となっていますが、耐用年数を迎えたもので出さないのはなぜかということ。それは大体どれくらいあるのですか。正確な数値はどれくらいになっているのですかということをお伺いしたいのです。</p>
<p>(管路第 1 課長)</p>	<p>管路 1 課の中山です。</p> <p>管路更新率、令和元年で 0.53 パーセントと書かせていただいていますけれども、更新率というのは、基本的には耐用年数を考えているのですが、管種別に耐用年数を決めております。金属管であれば何年、樹脂管であれば何年ということで、耐用年数を決定しております。そのほか、資産上の耐用年数がありまして、これは概ね 40 年で計算しているのですけれども、こちらにつきましては新潟市が独自で設定した耐用年数で計算しているということになります。</p> <p>今現在、新たなマスタープランで、耐用年数は今見直しているところで、これから公表される、現在、最も長く持つ管路が 100 年ということで新潟市はカウントしております。そうすると、更新率が 1 パーセント未満という、すべて更新するのに 100 年以上かかり耐用年数が経過した管路がどんどん増えることとなります。我々は、まず重要な基幹管路（大口径管）を最優先にコストをかけて更新しており、そのことも影響し更新率が低めになっていると考えられます。</p> <p>先ほどの 1 月 1 日の能登半島地震においても、重要な路線がだめですと長期に復旧ができないということもあります。説明の中でもありましたが、基幹管路、重要路線を先に更新することによって災害の際は早く復旧できるという方法でやっておりますので、数字的には少し、このような数字になっているということで、新たなマスタープランの中で見直した耐用年数の表示ができると思いますので、そちらでご報告させていただきたいと思います。</p>



	<p>回答になっているかどうか分からないのですが、このような状況です。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>私が聞きたいのは、全部の延長の中に、つい先日、昨年作ったものとかも入っているということですね。それは、更新する必要は当然なくてということなので、更新すべきものが滞っていないかどうかということが多分重要なのかなと思ったのです。</p>
(管路第1課長)	<p>実は、新潟地震後の災害復旧の管路で耐用年数を超えている管路取り残しがあります。</p>
(佐伯会長)	<p>まだ手付かず。</p>
(管路第1課長)	<p>はい。アセットマネジメントで、重要な部分を見極めて更新を進めていきたいと思います。</p>
(佐伯会長)	<p>はい。その通りだと思います。分かりました。ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがですか。</p>
(山下委員)	<p>固定資産を売却した際の売却代金の帳簿価格分は資本的収入になり、売却益は収益的収入と分割して計上されている理由を教えてください。</p>
(経理課長)	<p>今ご指摘いただいたのは、7ページ目と何ページ目でしょうか。</p>
(山下委員)	<p>5ページ目です。5ページ目では売却益が消費税込みで272万7,450円、これが損益計算書の税抜の固定資産売却益と一致しております。また7ページ目では固定資産売却代金が消費税込み25万7,950円となっており、この二つの税抜の合計額がキャッシュフロー計算書に出ております。なぜ帳簿価格と売却益を違う区分の収入で表示しているのかということが、私が聞きたい意図であります。</p>
(経理課長)	<p>5ページ目の固定資産売却益272万7,450円のこちらについては、実際、内訳として車両を2台売却することができて、その固定資産に登録されている車両2台分の利益を特別利益としてこちらに計上させてもらったということになります。</p> <p>7ページ目の固定資産売却代金なのですけれども、こちらは、予算の段階で1,000円しかあげていなかったのですが、25万7,950円、こちら車両2台分に対応した金額を計上しております。</p>
(山下委員)	<p>おそらく売却代金は、この合計額でありまして、25万7,950円を1.1で割った税</p>

	<p>抜の金額が固定資産台帳上での帳簿価格だと思うのです。損益計算書とキャッシュフロー計算書の差額からも求められます。もう一度、質問いたしますと、固定資産のような資本的な物品が売れたにもかかわらず、なぜ売却益を資本的収入とせず収益的収入としているのかということをお尋ねしたいのです。</p>
(経理課長)	<p>確認させていただきまして、後ほどご回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
(山下委員)	<p>はい。わかりました。</p>
(経理課長)	<p>ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにかがでしょうか。引き続き、厳しい状況が続くような感じでございますけれど、健全な経営に努めていただければと思います。</p> <p>次の議題に入りたいと思います。議題 2 としまして、前回ご説明いただいた新潟市水道事業経営計画～マスタープラン 2034～について、水道局から説明をお願いします。</p>
(経営管理課長)	<p>経営管理課の大場です。</p> <p>最初に、前回の審議会での説明のあと、委員の皆様からちょうだいしたご質問について、担当課から順に説明したいと思います。資料 5 をご覧ください。</p>
(管路第 1 課長)	<p>管路第 1 課、中山です。</p> <p>質問の第 1 問なのですが、<b>「前期マスタープランの評価で、事業の加速化が望ましいとされている鉛給水管の計画的更新がマスタープラン 2034 の実施計画に含まれていない理由を教えてください」</b>という内容でございます。</p> <p>まず、鉛給水管の更新を進めることは、当然ですが、給水管の耐震化および漏水未然防止の観点から必要な取り組みではございます。令和 7 年度以降も、水道局の単独の更新のほか、ガスなどの他工事や各ご家庭の給水装置の変更工事にあわせて、効率的に更新を進めていく予定でございます。しかし、これまで積極的に更新を行ってきた結果、残る鉛給水管の設置場所が分散されておりまして、また、ガス工事の競合などの減少によって、効率的に更新を進めることが難しい状況となっております。</p> <p>今後も、できる限り早期に更新を完了するよう取り組み、進捗管理を継続していきますが、他工事などの増減により更新件数が左右され、局が主体的に目標を設定することが困難になっている。ということから、マスタープラン 2034 の実施計画とすることは見送らせていただきました。</p>

(経営管理課長)	<p>今の説明に対して、ご質問等、いかがでしょうか。 続きまして総務課から説明いたします。</p>
(総務課長)	<p>総務課の相川です。</p> <p>ご質問は、「実施計画 5-1-①、5-1-②に記載のSNSによる情報発信について、具体的な取り組みの予定があれば教えてください」といったご質問でした。</p> <p>ご質問の趣旨としては、SNSを利用している若年層を中心に、水道に興味や関心を持ってもらうためのSNSによる情報発信の具体的な取り組みの予定についてというところがございます。回答としましては、現在は Facebook および新潟市公式 LINE アカウントによる広報活動を行っています。Facebook はフォロワー数が少なく広報効果が少ないということですが、これは Facebook の登録者数が現在 150 そこそこございまして、データによりまして 10 代、20 代のユーザーが減ってきているという傾向があるといったことで認識しております。ですので、広報ターゲットや広報目的を明確にしたうえで、それに見合う効果的な SNS 媒体を検討していくこととさせていただいております。また、LINE は市長部局との共用アカウントで、今後も継続的に広報活動に利用していくこととしております。</p>
(経営管理課長)	<p>ただいまの説明に対して質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>最後に経営管理課から、「実施計画 7-1 に記載の遊休資産への太陽光発電設備の導入検討および実施について」ということでご質問がありましたので、それに対して回答したいと思います。</p> <p>質問の内容なのですが、「今後の検討事項とは思いますが、環境負荷の少ない水づくりの推進に向けて、発電した電力をどのように活用する予定か教えてください」ということでございます。</p> <p>回答ですけれども、今年度から、市の環境部門と連携しながら、太陽光 P P A の導入に向けた取り組みを推進しています。現在、旧浄水場 2 か所を活用して、太陽光パネルの設置準備を進めております。予定では来年度に完成予定ですが、事業者が設置した太陽光発電施設で生み出された電力を水道局として購入して、浄水場でそれを消費することで、電力費用や C O 2 排出量の削減を図り、持続可能な環境対策に貢献していきたいと考えています。</p> <p>発電した電力については、「自家消費する」というのが回答となります。</p> <p>以上でございますが、ご質問等、いかがでしょうか。また後ほどでもご質問等ありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>それでは私から、次期水道局経営計画の最終案について説明させていただきます。前回の審議会では素案の説明をさせていただきました。本日は資料 3 の最終案および資料 3 の 2、こちらの資料を用いて説明させていただきます。前回説明差し上げた部分については、おさらいを兼ねて簡単に説明させていただきますが、特に前回</p>

から変更のあった箇所について詳細に説明させていただきます。

資料3の2をご覧ください。

1の『計画の策定趣旨と位置づけ』です。資料3の本編では4ページに記載があります。(1)の「背景と計画の策定趣旨」ですが、現計画期間の終了に伴い、引き続き戦略的な事業展開の継続を図るものとして策定するものです。基本的には現計画の考え方を継承しますが、一方で、人口減少社会に突入し水需要も減少傾向が続くなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。また後ほど説明いたしますが、課題も多く、待ったなしの状況にもあります。これら環境の変化と課題に対応していくために計画を策定するものです。

(2)の「計画の位置づけ」です。本計画は、本市水道事業の今後10か年における事業運営方針を表すものです。今後40年の施設整備計画をまとめた「新潟市水道施設整備長期構想2020」やアセットマネジメントの考え方を踏襲するとともに、「新潟市総合計画2030」の内容に整合し、併せて所管官庁等から要請のある各種計画を包含する内容によって策定するものでございます。

続いて(3)の「計画期間」です。令和7年4月から令和17年3月までの10か年の計画としています。なお、具体的な取り組みについては、資料4の実施計画にまとめております。そちらについては後ほどご覧いただければと思います。前期5年、後期5年とし、2期に分けて計画を推進していくこととなります。

2として、本市水道事業における『現状と課題』です。ここは前回から大幅に変更となっておりますので、改めて説明したいと思います。資料3の11ページをご覧ください。

現状と課題ですが、構成としましては、四つの方向性「安全」「強靱」「持続」「健全」の順に並べてあります。

最初に1『安全な水道水の供給』の(1)としまして「水源水質への対応」です。本市は河川表流水を水源としており、広大な穀倉地帯を流れてくることもあり、農薬の流入や油の流出などに注意が必要です。流域の水道事業者や国、県と連携し、水源水質の監視と情報共有に力を入れる必要があります。近年はゲリラ豪雨も多く発生するなど水質が急変する可能性もあり、浄水処理には特に注意が必要です。これらの課題への対応として、国が法律で定める検査項目・頻度に加え、本市独自の水質検査を充実させ、安全でおいしい水道水の確保に努めています。

続きまして、12ページをご覧ください。(2)「指定給水装置工事事業者の技術力確保」です。まず、指定給水装置工事事業者とは、簡単に申し上げますと、本市が指定した町の水道工事屋さんということになります。法律上、本市が指定した業者さんしか水道の修理に携わることができないという縛りがありまして、指定事業者の技術力確保を図ることは非常に意義があります。そこで、本市では、指定事業者を対象とした講習会を開催したり、5年に一度の指定更新のタイミングで指導を行うなど、取り組みを進めているところです。

続きまして13ページに移ります。2の『施設更新と災害対策』です。(1)として

「更新需要増大への対応」です。昨年ご検討いただいた料金改定時にも課題として説明させていただきましたが、耐震性能のない管路が更新の時期を迎えています。更新にはお金も時間もかかるということで、更新需要に対応しきれない管路も増加する見込みです。浄配水施設も同様に、老朽化した施設が増えていく見込みです。限られた財源のもと、効率的、効果的な更新を進めていく必要があると考えています。

続いて14ページをご覧ください。(2)「地震災害への対応」です。令和6年能登半島地震では、管路施設と浄配水施設の一部に被害が生じました。管路施設では小口径の配水支管に被害が生じたものの、先ほども話がありましたが、計画的な更新を行ってきた基幹管路では被害がなく、広域的な断水を回避することができました。しかしながら、令和5年度末時点で耐震管率は22.9パーセント、浄水施設の耐震化率は20.9パーセントにとどまっており、さらなる施設の耐震化が課題です。また、現在、本市が定めている市民向け応急給水拠点は浄水場や配水場ですが、災害時には自家用車で水を取りに来ることが想定され、駐車スペース等を考慮すると、浄水場や配水場では賄いきれないものと考えています。また、水道局の職員だけで対応しきれないことも想定されることから、共助、公助の視点も含めた新たな応急給水のあり方について検討を進める必要があると考えています。

続いて15ページです。(3)「取水リスクへの対応」です。先ほど水質変動への課題のところでも触れましたが、近年は夏季の河川流量低下に伴う塩水遡上が常態化しており、取水塔まで塩水が遡上した場合、飲料水としての給水確保に支障をきたすなど、取水リスクへの対応が課題となっています。これらの対応についても検討を進めていく必要があると考えています。

16ページです。3『持続可能な事業基盤の確立』(1)「お客さまとのコミュニケーション強化」です。本市は平成19年度からお客さま満足度調査を、平成20年度から水道モニターによる広聴活動を実施し、各種意見、要望を事業運営に反映してきました。また、水道局ホームページや年4回発行する広報紙「水先案内」、緊急時には市公式SNSやテレビ、ラジオなどの媒体も活用し、情報発信に努めています。多くの課題が山積し、変革が求められる中、お客さまから水道事業に対する理解をさらに深めていただくためには、単なる情報発信にとどまらず、より一層お客さまとのコミュニケーションを強化していく必要があると考えております。

続いて17ページです。(2)「職員採用と育成」です。本市は、人材確保と技術力の維持には、水道局で採用し育成することが必要と考え、技術系職員、事務系職員とも水道局による独自採用を行い、プロパー職員としての育成を図っています。なお、独自採用を行っている都市は意外と少なく、横浜市や神戸市、静岡市が一部で実施している程度です。しかし、近年、少子化の影響もあり、官民を問わず新卒人材の獲得競争が厳しさを増しており、本市においても採用試験の応募者数が総じて減少傾向にあり、採用予定人員を確保できない状況が生じています。また、採用後は新潟市水道局職員研修基本計画に基づき、OJT及び内部・外部研修の活用など

を通じて育成を図っていますが、水道事業を巡る環境の変化とともに業務の質や量  
が変化しており、特に現場対応の面において若手職員への技術継承に苦慮している  
状況もあり、対策を講じていく必要があると考えています。

続いて 18 ページです。(3)「環境配慮の取り組み」です。水道事業は、水道水をつくり、お客さまへお届けする過程において、電力消費や薬品使用、建設副産物の発生など、環境に負荷を与える側面があります。特に本市は、市域の大部分を平野部が占めており、ポンプ圧送による水道水の供給が主流であることから、電力消費量も多い傾向にあります。環境に配慮した取り組みを進めていくため、市の環境政策部門と連携し、浄水場や配水場では、ごみ焼却施設や太陽光を活用したエネルギーを利用し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。また、太陽光発電などの自然エネルギーの導入を進めていますが、近年は発電電力の買取価格の低迷や太陽光パネルの設置場所の確保ができないなどの要因から、取り組みが進まない状況もあります。いずれにしても、我々事業者には環境負荷を減らしていく責務があると考えており、引き続き取り組みを進めていきたいと考えています。

続いて 19 ページ、4『健全経営の確保』(1)「水需要の減少への対応」です。こちらについては昨年度の水道料金改定の際に課題として説明させていただきましたが、給水人口の減少や節水器具の普及に伴い、水需要の減少が続いています。用途別に見ると、業務営業用、工場用などと比べて生活用の水量減少幅が大きくなっており、今後想定されている人口減少により、水需要と料金収入の減少がさらに進むことで、経営の悪化や施設効率の低下が懸念されます。施設更新にあたっては、規模に見合った施設のダウンサイジングなど、検討が必要と考えています。

最後になります。(2)「経営基盤の強化」です。水需要の減少に伴う料金収入の減少と、諸物価上昇に伴い費用が増加する中、老朽化施設の更新及び耐震化への投資を継続するために、令和 7 年 1 月に平均で 29 パーセントの料金改定を実施する予定です。これにより、当面の財源は確保されますが、人口減少に伴う水需要の減少は今後も避けられない状況であり、老朽化施設も今後益々増加し、その更新に向けた投資も増やしていく必要があることから、経営環境は依然として厳しい状況が続きます。将来世代に過度な負担を残さないよう、デジタル技術の活用や公民連携などにより事業の見直しを行いつつ、さらなる事業運営の効率化や経費の削減に努めるなど、経営基盤強化に向けたさまざまな取り組みが必要と考えています。

以上が本市水道事業における現状と課題ということでございます。

続きまして資料 3 の 2 にお戻りください。A3 横の資料に戻っていただければと思います。裏のページです。

3 の『基本理念と目指す方向性・目標』です。

(1)「基本理念」です。これら課題に直面している厳しい事業環境下においても、安全でおいしい水道水を次世代に継承していくためには、お客さまからの信頼を着実に得ていくことが重要と考え、現計画の理念を継承し、「すべてのお客さまに信頼される水道」を基本理念として設定します。

次に(2)「目指す方向性」です。本計画では、前の計画から継続する「安全」「強靱」「持続」の方向性に加え、より一層の経営基盤の強化を促進する観点から、新たな方向性として「健全」を設定しました。「健全」を新たな方向性に加えた理由ですが、令和7年1月に約24年ぶりとなる料金改定を予定し、経営基盤の強化を図る見込みですが、現在の水道事業をとりまく環境を踏まえると、より一層の業務の効率化や定期的な料金体系の検討など、事業の健全性の確保は、今後ますます重要性が増すこと、経営基盤強化に向けた取り組みを一層推進し、健全な水道維持を目指す必要があることにより、「健全」を新たな方向性として設定したものでございます。本計画では、4つの目指す方向性の下、目標を定め、個別具体的な施策、取り組みを進めていきます。

(3)の「目標」です。本計画の進捗を測るために、3層構造の成果指標を設定しています。前回、ここには数値などが入っていませんでしたので、ここについて少し説明させていただきます。

アの「総合指標」です。総合指標は、現計画にはありませんでしたが、新潟市総合計画2030において設定されたことから、本計画に新たに取り入れるものです。本計画全体の進捗を測る指標として設定するもので、「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現に向けた、計画全体の進捗を測るための最上位指標として「水道事業全般に対する満足度」を設定しました。こちらについては、実は2年に1度お客さま満足度調査を行っておりまして、ここで継続的に指標の数値を取っているものでございます。次期マスタープラン最終年度における目標値ですが、水道事業に満足、概ね満足と回答した人の割合として、本計画の最終年度には75.5パーセントの目標値を設定します。参考までに、ここをご覧いただければ分かりますとおり、令和5年度の数値が73.7パーセントということで、5年ごとに、概ね1パーセントずつアップさせていくような目標値を定めております。

続いてイ「重点指標」です。総合指標の目標達成を図るために、安全、強靱、持続、健全ごとに指標を設定するものです。安全、強靱、持続、健全のそれぞれ代表的な指標として、記載の6項目に絞り、設定することとします。安全については、水道水の安全性を担保する指標として水質検査に関する2項目を、強靱については、地震に強く安定給水に資する指標として耐震化に関する2項目を、持続については、組織の存続に資する指標として人材育成に関する1項目を、健全については、経営の健全性に関する1項目を、それぞれ設定しました。なお、本計画の最終年度には、それぞれ記載の目標値を設定しております。

続いて4の『施策体系』です。本計画では4つの方向性別に8つの「施策」と29の「事業・取り組み」を定めています。(2)では、施策別に事業、取り組みを、これは本編37ページから70ページに記載させていただいています。また、より具体的な中身については別紙の実施計画をご覧いただきたいと思います。時間の都合上、本日は割愛させていただきますが、今後10年間の水道事業運営にとって、いずれの事業、取り組みも重要な内容となっておりますので、後ほどご覧いただければと思

います。

続きまして3ページ目をお開きください。

5『投資計画と財政計画』です。アセットマネジメントの考え方を踏まえ、本計画期間の投資規模として、総額1,035億円を推計しています。主な投資内容は、浄配水施設の設備更新および土木構造物の耐震化並びに管路の更新、耐震化を予定しています。

下のグラフに、計画期間内における建設改良費への投資額を記載しています。浄水場や配水場などの水をつくるための施設の整備費、棒グラフでいいますと青色のグラフです。また、道路下に埋設している水道管路の施設整備費、棒グラフでは黄色のグラフ、その他の施設整備費、棒グラフでは灰色のグラフでそれぞれ表現しています。これらについては、施設の更新周期、いわゆる実際に施設等を更新するための基準となる期間をもとに、各年度に配賦したものでございます。

右ページをご覧ください。(3)「財政計画および財政収支試算」です。下に記載の各種条件設定のもと、収益的収支、いわゆる水道水をつくるための予算、および資本的収支、こちらについては水道施設を作るための予算、資金収支、企業債残高のそれぞれ10年間における試算を行ったものです。

特徴的な部分のみ、説明させていただきます。①収益的収支の純損益の部分ですが、令和14年度には純損失、いわゆる支出が収入を上回る、赤字となる見通しでございます。③資金収支ですが、①の収益的収支で説明したとおり、令和13年度までは黒字を確保するものの、資金残高については令和10年度以降、25億円を下回る見通しとなっています。水道事業を運営するうえで、最低限、手持ちの資金として25億円が必要というふうになが市では考えておきまして、それを下回る場合は施設更新を凍結して支出を減らす、あるいは料金改定などにより収入を増やすなどの方策が必要となります。④企業債残高です。期間中は残高が増加し、令和13年度には600億円を超過する見通しでございます。

下の(4)「給水収益と企業債残高の推移」です。令和7年1月の料金改定により、給水収益に対する企業債残高の割合は314パーセントへと下方へ転じる見込みですが、その後、じわじわと上昇し、令和16年度には400パーセントを超過する見通しとなっています。この数字の見方ですけれども、令和6年度のところを見ていただくと384パーセントとなっています。これが何を表しているかといいますと、1年間の給水収益、いわゆる収入の3.84倍の借金があるというように見ていただければと思います。

参考までに、令和4年度決算値での政令市比較を次のページ、裏面に掲載しました。この政令市比較をご覧くださいますと、これは令和4年度決算値ですが、本市は、高いほう、右からみて5番目に位置しております。

(5)に「財政上の課題」をまとめてあります。

一つ目、ア「資金の確保」については、主たる収入である給水収益は、人口減少や節水器具の普及などの影響により減少する一方、水づくりに必要な維持管理費等



	<p>の費用は増加傾向にあるため、十分な純利益を確保できなくなります。その結果、令和 10 年度において、通常支払いに最低限必要な残高 25 億円を下回るという厳しい見通しとなっています。安全でおいしい水道水を安定供給し続けるため、より一層の業務の効率化、経費削減に努めるとともに、財源確保策についても検討していくこととします。</p> <p>二つ目、イ「企業債借入残高の管理」については、投資計画に沿った施設の更新を確実に実施するためには多額の建設改良費等の費用が必要です。企業債を活用することで投資財源の一部を確保する計画としていますが、更新需要の増加に伴い、企業債残高は増加が進みます。今後も給水収益と企業債残高のバランスに留意し、借入残高を管理していきます。</p> <p>右ページをご覧ください。6として「進捗管理」を掲載しています。いわゆるPDCAサイクルで評価を行い、次年度以降の事業推進につなげていきたいと考えています。</p> <p>参考として、今後のスケジュールです。今説明差し上げた最終案、こちらについてある程度確定させたいので12月新潟市議会定例会においてお示ししたいと考えています。1月には市民向けのパブリックコメントを実施し、パブリックコメントを受けての修正点を反映して、2月定例会で修正点を説明したのち、3月には完成を迎えたいと考えております。</p> <p>以上、走り走りでも長くなりましたが、新潟市水道事業経営計画（最終案）の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
(佐伯会長)	<p>ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありますか。実施計画の方は。</p>
(経営管理課長)	<p>そちらは非常に細かい内容ですので、後ほどご覧いただければと思います。</p>
(佐伯会長)	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>いかがでしょうか。大変盛りだくさんな内容で、なかなか。</p> <p>私から質問させていただきたいのですが、指定の工事業者の技術力確保というのがあったと思いますが、水道局もなかなか職員が確保できずにみたいなお話もありましたけれども、指定の工事業者さんも大変のような気がするのですが、それから、やはり工事量が多ければ業者も良いと思いますが、多分減っていく方向にあって、でもそういう業者がいないと事業が成り立たないと思いますけれども、何かその辺、難しいところですが、水道局としてどのようにお考えなのか教えていただけたらと思います。</p>
(技術部長)	<p>技術部長の川瀬です。</p> <p>会長のおっしゃるとおり、水道事業は、我々が発注いたしました仕事を引き受け</p>

	<p>ていただける管工事業者さん等、メーカーも含めて受注する事業者さんがなければ成立しない事業です。私どもとしましても、例えば、長期計画として40年くらい先の投資計画も作っており、主要な施設や管路の更新計画というものを、アセットマネジメントという形で把握し、ある程度の発注のボリュームを把握しております。次のマスタープランにおいても、なるべく各年度で業務量を均等化するように発注しながらも、管工事業者さんが、自らの組織や会社を継続していただけるようなボリュームにするよう努めていきます。</p> <p>市内の管工事であれば、まとめ役ということで、「新潟市管工事業協同組合」がいらっしゃいますので、組合さんの要望も聞きつつ、我々も業者の育成というところを意識しながら、しっかり連携していきたいと考えております。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。ご質問・ご意見がありましたら。</p>
(経営管理課長)	<p>今日、机上配布ということで改めて見ていただいたばかりだと思いますので、もしご意見等ちょうだいできるのであれば、11月8日くらいまでに経営管理課にご意見等お寄せいただければ、あるいはご質問等あればご回答したいと思いますのでご連絡いただければと思います。</p>
(佐伯会長)	<p>分かりました。11月8日ですね、はい。</p> <p>いろいろなものを網羅されていて、なかなか短時間では理解できなかったのですが、事業を拡大していくにはいいのしょうけれども、縮小していく中でなかなか大変かと思いますが、引き続きやっていただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>続きまして水道局よりの報告があります。報告(1)ということで、能登半島豪雨災害に対する本市の応援状況についてということで、担当課からお願いします。</p>
(経営管理課長)	<p>引き続き、経営管理課から、能登半島豪雨災害に対する本市の応援状況についてということで説明させていただきます。</p> <p>1月の地震については、5月末まで職員を派遣し、現在は、石川県珠洲市に長期派遣職員ということで7月から1名、職員を派遣しているという状況です。</p> <p>それに加えて、9月末に発生しました豪雨災害に対して、本市から石川県輪島市に職員を派遣していますので、ご報告させていただきます。</p> <p>まず1は職員派遣の経過です。9月25日に公益社団法人日本水道協会中部地方支部から新潟県支部に対しまして石川県輪島市への職員派遣の依頼があり、応諾したところです。翌26日に、新潟市から調整隊および応急復旧班ということで7名の職員を派遣しました。業務の内容については、旧輪島市の上水道地区において、被害調査と通水作業の監督業務を行ってほしいという話でした。10月8日になりま</p>

して、輪島市から早期復旧困難地域、簡単に復旧できないような地域についての復旧計画の策定依頼というものがありません。新潟市の受け持ちは、旧輪島市の水道地区の中での久手川（ふてがわ）地区と大野・惣領地区、この 2 か所の地区でございます。10月16日に、早期復旧可能な地域での応急復旧作業は終えております。新潟市の調整隊 3 名を残して、応急復旧班として長岡市さんと上越市さんから 2 名ずつ行っていたのですが、その応急復旧班の方々はこの日をもって解除されました。翌 17 日から、早期復旧困難地域における復旧計画を新潟市で立てましたので、それに基づく復旧作業の従事ということで、改めて新潟市から応急復旧班 2 名の派遣を行っております。

10月28日、本日時点で、延べ日数 33 日 166 名の派遣をしております。これは新潟市だけの数字です。

参考までに、水道局のホームページに掲載した左の写真と、9月27日付けで新潟日報社の電子版で載った記事を掲載しています。

輪島市ですが、簡単な地図を下に載せてあります。半島の付け根のやや左側の赤く囲ったところ。新潟市はちょうど真ん中の旧輪島市を担当しています。右側に名古屋さんが町野地区を担当していて、左側に金沢市さんが門前地区を担当しています。新潟市はこの真ん中の旧輪島市の中で、右に拡大図と書いていますけれども、藍色に塗っているところが給水区域で、海手側の真ん中辺り、黄色い丸が書いてある少し左のほうは輪島の中心部と考えてください。黄色い部分が久手川地区、丸の赤い部分が大野・惣領地区ということでございます。人口は 2 万 1,000 人余ということでございます。

右のページに移ってください。輪島市への派遣隊と主な業務ということで、先ほどお話させていただきましたが、9月26日から10月20日までは調整班 1 隊と応急復旧班 2 班、2 隊ということで、当初は全て新潟市が行っていたのですが、途中からは長岡市さんや上越市さんに加わっていただいていた派遣をいたしました。10月20日以降は、先ほど申したとおり、早期復旧困難地域における復旧計画を新潟市で作成しまして、実際に復旧作業をしていく。何をするかというと、現地を歩いて、どのような材料を使うか、材料が決まったらその現場監督、そういったような作業を今現在、職員 2 名が現地で行っております。見通しとしましては、11月末まで職員を派遣する見通しとなっております。

参考までに、写真が小さくて恐縮なのですが、県営・市営団地があります。そこに何とか水道管を仮設で復旧させたいという輪島市さんの意向があって、今、この現場で工事を行っているところです。これが塚田川という川で、堤防も破堤していて、非常に悲惨な状況になっているというのが左の写真では見てとれます。

また、久手川地区の写真ですが、豪雨災害以前と災害後と書かせてもらいました。これは、同じ久手川公民館前の写真なのですが、茶色の矢印の方向に向けて、左の写真、右の写真、合わせてあります。この左の写真から見ると、奥に、建物があるのですが、右の写真を見ていただくと、矢印の向こうは、泥

とか木とか堆積していて建物が見えない状況。道路のほうも土だらけ、泥だらけ。こういった状況のようです。

また、大野・惣領地区についても、基本的に同じ場所のはずなのですけれども、この災害以前は、手前が大野地区方面、奥が惣領地区方面ということで、こういう道があって、ちょうど真ん中、少し見づらいのですけれども、白い欄干があって、ここが川になっていて、ここに水道管が通っています。豪雨災害後のほうを見ていただくと、やはり山手のほうから大量の土砂や流木、こういったものが流れてきて、道路が見えない状況になっている。実際、橋のところを見ると、大量の流木等でふさがったような状況になっているのかと。赤い丸で囲んでいるのですが、小さいところ、ここに実は水道管がぶら下がっています。

こういった現地の状況で、職員も、道なき道を歩いて、状況を確認する。そういったところが非常に多いということで、今日は草刈りしているという話も聞いているのですけれども、とにかく大変な状況にあるのは間違いなくて、これから寒くなる、冬になるにつれ、環境は一段と厳しくなると思うのですけれども、ただ一方で、現地ではまだ水道が通っていないということで非常に困っている住民の方もたくさんいらっしゃると思いますので、我々も一生懸命努力していきたいと考えています。

(技術部長)

技術部長の川瀬です。私から一言発言させていただきます。

このように、輪島市への豪雨災害派遣におきまして、少なからず職員を派遣しております。派遣の際には、ベテランと若手を組み合わせるように心がけ、「現地の活動」での学びというところも重視しているところです。災害に強い組織にするためには、新マスタープランでも説明してまいりましたが、管路施設を含めた施設の耐震化を進めていくことも重要なのですが、やはり、災害でしっかり対応できる職員をつくっていくというところも、あわせて大切な一面だと思っております。

現場では、通常業務では得られない気づきであるとか、あるいは、自らで考えて行動するというところであるとか、現地で被災された市民の方々から感謝をいただくとか、非常に職員のモチベーションが上がる部分もあります。また、職員がその現場で考えて、他の事業者の施設を確認しながら、応援に来られたほかの事業者さんと協力し仕事を進めていくということは、またとない職員の成長の場でもあると考えております。

ですから、このような災害応援というものは、依頼があったときには、職員の過度な負担にならないように十分注意しながらも、可能な限り積極的に引き受けて、現場に派遣させたいと考えております。

災害の現場で得た経験や学びは、将来、新潟市も災害から無縁でいられるとは思っておりませんので、本市において自然災害が発生した際には、職員がいち早く復旧に向けて活動できる力になると考えています。被災地における災害応援活動は、お客さまである新潟市民の方々にとっても、将来、利益となって返っていくと考え

	<p>ています。</p> <p>私からは以上です。</p>
(経営管理課長)	<p>以上で報告を終わります。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。ただいまいただいたご報告について、ご質問等ありませんでしょうか。</p>
(斎藤委員)	<p>ご説明ありがとうございました。災害時に他の自治体に職員を派遣して復旧したときの費用負担の扱いについて、教えていただけますでしょうか。</p>
(経営管理課長)	<p>費用については、一時的には新潟市が立替えというからお支払いしたうえで、後ほど、今回の場合は輪島市に請求するような形になっています。</p>
(斎藤委員)	<p>ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにいかがですか。</p> <p>こういう災害のときに助け合いというのは非常に重要で、横のつながりがあるというのは非常にすばらしいなど。また技術部長さんからお話がありましたけれども、職員の訓練というかそういうところにも、大変良い事だと思いました。</p> <p>最初の職員派遣の経緯のところ、水道協会から依頼があるという、そういうシステムなのでしょうか。</p>
(経営管理課長)	<p>水道の場合は、日本水道協会、全国の水道事業者が加入していますけれども、そこが、基本的に本部であり、各ブロック単位に 7 ブロックあるのですが、新潟の場合、中部地方支部という、名古屋市が支部長なのです。そこからの派遣依頼があったということで、組織的な運営ができますので、こういった形をとっております。</p>
(佐伯会長)	<p>司令塔があっけきちんと動いているということですね。分かりました。ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日の予定は終了となりますが、委員の皆様からご意見あるいは水道局から何かご報告はないですか。いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>ないようですので、事務局にお返しします。</p>
(事務局)	<p>皆様、長時間にわたり、大変ありがとうございました。これにて、令和 6 年度第 2 回新潟市水道事業経営審議会を閉会します。</p> <p>本日の議事録につきましては、後ほど内容をご確認いただき、ホームページに掲</p>

載する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次回、第3回の審議会ですが、3月後半に開催させていただきたいと考えています。議題は、「令和7年度水道事業会計予算」を予定しています。詳細については改めて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。